

# 令和3年度平川市事業継続応援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を捉えた、withコロナ・アフターコロナの取組を推進するため、売上回復・販路開拓・新商品の開発等の取組や事業継続のために必要な設備等の導入などを行う事業者に対して経費の一部を補助します。

**対象者** 市内に本社又は主たる事業所を置く事業者

## 対象事業

次のいずれかの取組が対象になります。※令和4年3月31日までに完了すること。

### (1) 売上回復・販路開拓のための取組

【例】夜営業の居酒屋がランチ営業開始、ネット販売事業に参入、自社PR 等

### (2) 新商品・新規サービスの開発

【例】新商品を開発し販売、webを使用したサービスの提供 等

### (3) 新型コロナウイルス感染防止対策の認証に係るもの

【例】換気設備(空気清浄機は除く)の設置、飛沫防止パーテーションの設置 等

### (4) 設備の更新または新型コロナウイルス感染予防対策に係るもの

【例】既存設備の更新、空気清浄機や加湿器の設置 等

## 対象経費

対象事業を行うために発生する下記の経費が対象です。

経費区分	例
① 広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
② 印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
③ 報償費	外部専門家、アドバイザーに対する謝金
④ 委託費	デザイン、webページ、清掃費等外部に委託する経費
⑤ 備品購入費	取組を行うために必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費 等
⑥ 工事請負費	取組を行うために必要な店舗・施設の改装・改修工事(建物及び設備の修繕は除く)に要する経費 等
⑦ 要綱別表1に係る経費	新型コロナウイルス感染防止対策の認証に係る設備・備品等に要する経費
⑧ その他	上記以外で市長が特に必要と認める経費

## 補助金額

○補助率: 4分の3以内 ※取組項目によっては2分の1

○補助限度額: (1) 個人事業主及び法人(従業員数10人未満) **300千円**  
(2) 法人(従業員数10人以上) **500千円**

## 申請期限

**令和4年1月31日まで(必着)**

## 条件

申請にあたって、次のとおり条件があります。

- (1) 現に事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の事業所において令和2年の売り上げが令和元年比で次のとおり減少していること。

ただし、創業2年未満で比較ができない場合は、申請月直近のひと月の収入が事業開始から申請前月までの平均収入から2割以上減少していること。

種類	条件
個人事業主及び法人(従業員数10人未満)	600千円以上
法人(従業員数10人以上)	3,000千円以上

※新型コロナウイルス感染症の影響と認められない減収は対象となりません。

- (3) 2020年の確定申告を行っていること。

## 申請・問合せ先

平川市役所経済部商工観光課 TEL:0172-44-1111  
〒036-0242 平川市猿賀南田15-1

裏面もご覧ください

# 申請の流れ

申請者

ご相談

※取組予定の内容について事前にご相談ください

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 売上額の減少が確認できるもの
- ⑤ 見積書の写し
- ⑥ 確定申告書の写し  
※法人→直近の法人市民税申告書  
※個人→2020年分の確定申告書
- ⑦ 納税証明書(※市外の方)

申請期限: 令和4年1月31日

市

平川市  
商工会

市

申請内容について、平川市商工会と連携し、内容の審査を行います。

採択

申請から2~3週間程度

市から交付決定通知書を郵送

申請者

- ① 実績報告書(様式第4号)
- ② 事業実績書(様式第5号)
- ③ 収支精算書(様式第6号)
- ④ 請求書・領収書の写し
- ⑤ 成果写真等

事業完了後に提出

実績報告期限: 完了後30日以内  
or 令和4年3月31日  
いずれか早い方

この他に書類の提出を求める場合があります。

市

市から交付額確定通知を郵送

申請者

- ① 補助金請求書(様式第7号)
- ② 通帳の写し

補助金の支払い(口座振込)

## 留意点

- ・令和2年度平川市内事業者事業継続応援事業補助金の交付を受けたことがある場合は、原則申請できません。
- ・令和2年度平川市内事業所クラスター感染予防対策事業の交付を受けたことがある場合は、原則感染防止対策の認証に係る経費及び感染予防対策に係る経費については申請できません。

## その他

- ・申請書類は、市ホームページまたは商工観光課窓口にあります。
- ・申請にあたっては、交付要綱やQ&Aをよくご覧ください。

表面もご覧ください